

重度心身障がい(児)者医療証について

- 申請され該当すると、対象者が受診された際、**医療費が助成** されます。
ただし、保険がきかないものに対しては、医療証も使用できません。
- 医療証には有効期限がありますので、有効期限日の前後に更新の手続きをお願いします。
(更新の手続きは6月のお知らせ板でご案内します)
更新時には、①マイナ保険証等、健康保険の加入状況がわかるもの ②印鑑 ③旧④医療証
④身体障害者手帳、年金証書など障がいの程度がわかるものをお持ちください。
- 山形県内の医療機関を受診する際には、必ずマイナ保険証等といっしょに提示してください。
- 県外で受診した、補装具をつくった、医療証を提示できなかった場合などは、いったん支払い
①マイナ保険証等 ②④医療証 ③領収証 ④印鑑 ⑤通帳 を役場健康福祉課にお持ちください。後日、医療費が助成されます。

医療証をもらえるのはどんな人？

- | | | | |
|------------|---|---|---|
| 朝日町に住所等があり | } | <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 1 級・2 級 ② 療育手帳 A ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ④ 障害年金 1 級 ⑤ 特別児童扶養手当 1 級 など | ①～⑤のいずれかに該当し、
町民税所得割額が 235,000 円
未満の方です |
|------------|---|---|---|

医療費の額はいくらになるの？

- 本人または扶養している方(※)に
所得税がある場合



- 本人または扶養している方(※)に
所得税がない場合



	「一部負担金 有」の医療証	「一部負担金 無」の医療証
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療費：かかった医療費の 1 割 ただし、医療機関、薬局、訪問看護ステーションごとに外来・調剤・訪問看護は 14,000 円/月（年間上限額 144,000 円※1）、入院 57,600 円/月（多数回 44,400 円/月※2）を限度とする ◆ 入院時食事代：1 食につき 550 円 低所得者には健康保険制度等にて軽減措置あり、要申請 ※1：8 月～翌 7 月までの 1 年間の上限額 ※2：過去 1 2 ヶ月に 3 回以上上限まで支払った場合の、4 回目以降の上限額 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療費：無料 ◆ 入院時食事代：1 食につき 550 円 低所得者には健康保険制度等にて軽減措置あり、要申請

※扶養している方

対象者が市町村国保、後期高齢者医療の場合 …… 税法上扶養している方(扶養されていない場合は、本人)
対象者が市町村国保、後期高齢者医療以外の場合 …… 被保険者(保険証上扶養している方)
ただし、上記と実際の扶養関係が乖離する場合は、実際に生計を維持し扶養している方